

令和2年12月25日

第 1 3 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和2年12月25日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 751～754号室

付議事項

議案第 62 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 63 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 64 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 65 号 非農地証明申請について

議案第 66 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について

報告事項

第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	4 番 宮脇 和幸	5 番 横段 登
6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝	9 番 今井 満
10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 大道 正孝	13 番 長迫 秀
14 番 新田 隆次	15 番 灰原 松二	16 番 棕開地 省二	17 番 本末 満
18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次		

欠席委員

3 番 谷 新子

事務局

住谷事務局長 川本事務局次長 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和2年第13回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、11番 秋光委員、12番 大道委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、3番 谷委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書を送付していません。また、本日配布した資料は、「2021年農業委員会手帳」、「本末委員の中国新聞の記事」及び「JA広島ゆたか広報159号、160号」です。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番、2番、3番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、広両谷2丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で193㎡の第2種農地、2番の申請地は、広町字船上〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積は合計で422㎡の第2種農地、3番の申請地は、広駅前2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は552㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により売却及び貸し付けるもので、譲受人は、新規就農するものです。営農計画は、野菜及び果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地が11アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員 : 10番 亀山です。申請地は、野菜や果樹が植えられており、適切に管理されていました。譲受人は、86歳と高齢ですが、至って健康で丈夫な方でした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、1番から3番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，1番から3番は，許可と決定します。

議 長：4番について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は，郷原町字西神田〇〇〇〇番，地目は田，面積は158㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては，譲渡人は，譲受人の要望により売却するもので，譲受人は，経営規模を拡大するものです。営農計画は，水稻を作付けするものです。経営面積は，13アールありますので，下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。申請地は，譲受人の自宅の近くで，適切に管理されていました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 長：ほかに，ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：5番について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は，郷原町字上ミノカヤ〇〇〇〇番〇ほか1筆，地目は田及び畑，面積は合計で671㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては，譲渡人は，遠方により，耕作困難なため売却するもので，譲受人は，経営規模を拡大するものです。営農計画は，水稻及び野菜を作付けするものです。経営面積は，15アールありますので，下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。譲渡人は，遠方で高齢なため，近くに住む譲受人が耕作するというこ
とで，問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 長：ほかに，ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、郷原町字上ミノカヤ〇〇〇〇番ほか2筆、地目は田及び畑、面積は合計で349.61㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により、耕作困難なため売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、72アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。譲受人は、53歳と若く、これからニンニクを作るということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、焼山北3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は748㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により、耕作困難なため贈与するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、14アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。申請地は、譲受人の自宅の近くで、適切に管理されていました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：8番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：8番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は48㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、市外に居住しており耕作困難なため譲受人に贈与するもので、譲受人は、経営規模の拡大を図るものです。営農計画につきましては、シイタケを栽培する予定です。経営面積につきましては、約11アール耕作していますので、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番 石田です。譲受人は、熊本から移住して来られた方で、イノシシの駆除に精通しており、周囲の方も期待しています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：9番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：9番の申請地は、安浦町内海北2丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,186㎡の第2種農地です。申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。営農計画は、野菜を作付けするものです。経営面積は、申請地が11アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、豪雨災害で被災した土地ですが、新しい土を入れて耕作するということで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：10番、11番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：10番の申請地は、蒲刈町宮盛字シノへ〇〇番〇ほか15筆、地目は畑、面積は合計で7,110㎡の農用地区域内農地及び第2種農地、11番の申請地は、蒲刈町宮盛字原山〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で529㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望により贈与及び売却するもので、譲受人は、新規就農するものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、申請地が77アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰 原 委 員：15番 灰原です。譲受人は、東広島から通作していますが、42歳と若く、管理も行き届いていますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、10番と11番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、10番と11番は、許可と決定します。

議 長：12番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：12番の申請地は、豊町久比字蛸石〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で651.50㎡の農用地区域内農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、遠方により、耕作困難なため売却するもので、譲受人は、経営規模を拡大するものです。営農計画は、果樹を作付けするものです。経営面積は、50アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。申請地は、譲受人の自作地に近く、きれいに管理されていますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第63号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、仁方町字新堂殿〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は321㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場及び資材置場として利用するものです。規模等は、駐車場6区画及び土砂1㎡を置く計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、隣接する墓苑の駐車場、資材置場として利用するという
ことで、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字上ミノカヤ〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田及び畑、面積は合計で957㎡の第2種農地です。転用の目的は、駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、3tトラック2台、普通自動車8台を置く計画です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。申請地は、譲渡人が遠方で管理できないので、譲受人が駐車場として
利用するというので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、苗代町字八幡野〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は851㎡の第2種農地です。転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、太陽光パネル179枚、発電容量44kwを設置する計画です。関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画変更認定申請中で、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。なお、本件については、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。排水計画が、近くの民家に排水が流れてしまう危険性があったので、指導したところ、盛土をして民家に排水が流れないような排水計画が提出されましたので、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、事業計画の認定にあわせ許可すると決定します。

議 長：つぎの、3番につきましては、18番 石田委員と私が当事者となりますので、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、石田委員と私は退席します。議長に第1順位の職務代理者である15番 灰原委員を指名します。議長席へお願いします。

15番 灰原委員議長席へ

北村会長、18番 石田委員退席

議長（灰原）：それでは、議事の進行をさせていただきます。

3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町久筋1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は408㎡の第2種農地です。転用目的は、一般住宅及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等については、住宅1棟、庭敷及び駐車場5区画を整備する計画です。関係法

令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。譲受人は、新たに自宅を建築するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長を会長に交代します。ご協力ありがとうございました。

15番 灰原委員 自席へ戻る

北村会長、18番 石田委員着席

議長（北村）：4番、5番、6番は、関連がありますので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、川尻町森4丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は495㎡です。5番の申請地は、川尻町森4丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は54㎡です。6番の申請地は、川尻町森4丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は100㎡です。4番から6番を合わせますと、649㎡で、すべて第2種農地です。転用目的は、4番の申請地は一般住宅及び駐車場として利用するため、5番と6番の申請地は道路として利用するため、所有権を移転するものです。規模等は、4番の申請地は、住宅1棟、庭敷及び駐車場4区画を整備する計画です。5番と6番の申請地は、進入路を整備する計画です。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に宅地及び進入路として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、住宅、進入路として利用するというので、周囲に農地はなく、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、4番から6番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、4番から6番は、許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第65号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、広横路2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、現況は山林、面積は228㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成18年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は、山林の状態、農地に復元することは不可能です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、郷原町字上ミノカヤ〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、現況は宅地、面積は合計で39㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和46年、住宅を建築したためかい廃したとして、建物登記の全部事項証明書を添付のうえ、宅地として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。申請地は、随分前から建物が建っており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、郷原町字ワラヒノ山甲〇〇〇〇番〇〇〇，地目は畑，面積は204㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては，昭和37年頃，耕作放棄したためかい廃したとして，現認書を添付のうえ，山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

亀 山 委 員：10番 亀山です。申請地は，山林になっており，やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，証明と決定します。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は，音戸町波多見6丁目〇〇〇〇番〇，地目は畑，面積は390㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては，昭和50年代半ば頃に住居を建設し，住宅用地として使用しており，宅地として証明を受けようとするものです。当該農地は，合併前から宅地として課税されており，また，住民票の住定年月日等から，かい廃して20年以上経過しているものと判断されます。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

石 田 委 員：18番 石田です。申請地は，築45年くらいの住宅が建っており，やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，証明と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は，倉橋町字江浜〇〇〇〇番〇，地目は畑，面積は864㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては，平成12年頃耕作放棄によりかい廃したとして，現認書を添付のうえ，山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地は、雑木がかなり生えて、大きくなっています。ご審議のほど
よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：6番について事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、倉橋町字菖蒲迫〇〇〇〇番、地目は畑、面積は2,590㎡の第2
種農地です。申請の事由につきましては、昭和50年頃耕作放棄によりかい廃したとし
て、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地は、竹林でかなり太い木が生えています。ご審議のほどよろし
くをお願いします。

議 長：私の方から補足します。申請人は、2分の1の持分で、非農地申請されています。非農
地証明は、所有権の移動を伴わない表題部の変更ですので、権利者の一部の者からの申請
を受け付けております。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：7番について事務局の説明をお願いします。

事務局：7番の申請地は、川尻町大原〇〇〇〇番〇〇ほか3筆、地目は畑、面積は合計で10,
985㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成12年頃、耕作を放棄した
ため、かい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするもので
す。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕開地委員：16番 棕開地です。申請地は、大きな杉が生えていて、人が入れない状態で、やむを

得ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第66号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、「租税特別措置法」による相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるため、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。1番の申請地は、焼山中央3丁目〇〇〇〇番〇ほか6筆、地目は田、面積は合計で4,516㎡の第3種農地です。平成23年2月12日に相続により農地を取得したもので、9年目に該当し、現地調査で、田として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。申請地は、すべてきれいに管理されており、問題ないと思います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の12ページから14ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、12ページ農地法第4条の規定による届出が1件、13ページから14ページの農地法第5条の規定による届出が5件、計6件ございましたので、ご報告いたします。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回、令和3年第1回総会は、1月29日 金曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和2年第13回呉市農業委員会総会を閉会します。

この後、農業委員・農地利用最適化推進委員の合同意見交換会を実施します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時55分)

以上は、令和2年第13回呉市農業委員会総会の内容に相違ないことを証明する。

令和 3 年 月 日

呉市農業委員会 会 長

.....

呉市農業委員会 委 員

.....

呉市農業委員会 委 員

.....